

平成26年度「市長へのアイデア直通便」
—あなたが創造する未来都市とちぎ—
たくさんアイデア・ご提案ありがとうございました

「市長へのアイデア直通便」として栃木市の未来へ共に歩んでいくためのアイデアやご提案等を募集したところ、34通(提案47件)の手紙が寄せられました。

皆さんから寄せいただいたアイデア・ご提案等は、すべて市長が直接目を通し、匿名等で返信ができない方、返信不要と記入いただいた方を除き、今回から返信を差し上げました。

皆さんのご意見は、「来て観て住んでホッとあつたか栃木」の実現のために、役立てていきます。

ここで、頂いたご意見とその回答の一部をご紹介します。

【まちづくり】
「アイデア1」地域における小中学生の夢や希望、若者たちの考え、それらを吸収して市に意見を伝える「ポトムアップ協議会」を設立して欲しい。

【回答】現在の地域協議会は平成26年度末をもって設置期限が経過しました。そのため、現在の取り組みを継続する仕組みとして、新たな地域自治制度が平成27年度から始まりました。

ご提案をいただきました「ポトムアップ協議会」の設立については、市の将来を担う子ども達や若い人達の意見反映を図る上で、大変有効な手段であると思えます。そこで、新たに発足する「地域会議」の中で、地域の小中学生やPTAなどの意見を取り入れる取組みに



力を入れていきたいと考えています。また、地域会議では、地域の課題や意見等を掘り起こしてその解決のために市の予算に反映する「地域予算提案制度」を創設します。そこで、ご提案のようなポトムアップを念頭に、行政側の組織である地域まちづくりセンターとともに、若年層等のアイデアが活かされる施策を次年度の予算へ反映していきたいと思っておりますので、ご理解を願います。

【教育】
「アイデア2」こどもが成長するにつれ、不要になる絵本を市で収集したり、学校でリサイクルできないか。

【回答】市の図書館では、ご家庭で不要になった絵本を寄贈いただき、所蔵していただかなかったものは蔵書として受け入れられたり、古くなっていくものについては入れ替えるなど、絵本の収集保存に取り組んでいます。また、図書館で除籍になった本や、寄贈いただいた絵本の一部は学校、幼稚園、保育園で再利用できるよう、展示会を開いたり、市民の皆さん向けにリサイクル市を開催しています。これからも少しでも多くの絵本を有効利用できるように、努めていきます。

【生活環境】
「アイデア3」人口も増加し、火葬を待つ日数も増えていることから、火葬場の増設を至急お願いしたい。

【回答】市では平成29年度を

【問合せ】
本 秘書広報課 ☎(21)2317

市県民税額決定通知書・納税通知書の発送

6月15日(月)に、平成27年度の市県民税額決定通知書・納税通知書を発送します(納付書払い、口座振替、公的年金特別徴収(天引き払い)の方)。内容を確認ください。

なお、給与からの特別徴収(天引き払い)の方には、お勤めの事業所を通じて、個人あての特別徴収税額の決定通知書を5月中に送付しています。

【問合せ】
本 市民税課 ☎(21)2265
大 税務課 ☎(43)9208
藤 税務課 ☎(62)0902
都 税務課 ☎(29)1101
西 地域まちづくり課 ☎(92)0304
岩 税務課 ☎(55)7757

平日夜間、休日納税相談窓口

この機会に納付、または相談にお越しください。納期限内での納付にご協力をお願いします。

【問合せ先】
6月26日(金)17時15分～19時
6月28日(日)9時～16時

本 秘書広報課 ☎(21)2317
岩 税務課 ☎(55)7753

外国人登録証明書の切替

特別永住者や永住者の方がお持ちの外国人登録証明書は、次回確認(切替)期間の記載にかかわらず、左記の日までに特別永住者証明書をまたは在留カードに切り替える必要があります。

【有効期間満了の日】
7月8日まで。左記に該当する方はそれぞれの日まで。

【特別永住者】
平成24年(2012年)7月9日時点で16歳以上で、次回確認(切替)申請期間の始期(誕生日)が、平成27年(2015年)7月9日以降に来る方↓該当の誕生日

【永住者】
平成24年(2012年)7月9日時点で16歳未満で、16歳の誕生日が平成27年(2015年)7月8日までに来る方↓16歳の誕生日

【申請する場所】
※必要書類は法務省からの案内ハガキを読むか、問い合わせください。

【特別永住者】
本 市民生活課または各総合支所の生活環境課
本 市民生活課 ☎(21)2123
大 生活環境課 ☎(43)9209
藤 生活環境課 ☎(62)0903
都 生活環境課 ☎(29)1102
西 生活環境課 ☎(92)0306
岩 生活環境課 ☎(55)7754

【永住者】
最寄りの地方入国管理局

外国人登録証明書の切替

東京入国管理局宇都宮出張所
☎028-600-7750
法務省入国管理局ホームページ
http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/krikenosirase.pdf

【アダプト制度参加募集】
個人や団体・企業等のグループに、道路・河川・公園などの清掃や美化等のボランティア活動をする市民参加の制度です。市ではボランティア保険の加入を始め、清掃・除草美化活動等に必要物品の貸し出しを行います。

【参加の流れ】
まずは左記に問い合わせください。協議の上で活動区域を設定し、届出書を提出します。市と合意書を取り交わし、その後は市と協議をしながら、実際の清掃ボランティアを行っていただきます。

【問合せ先】
本 道路課 ☎(21)2408
本 河川緑地課 ☎(21)2413
大 都市整備課(道路・河川) ☎(43)9214
都市建設課(公園) ☎(43)9215

【都市建設課】
本 都市建設課 ☎(62)0908
都 都市建設課 ☎(29)1105
西 産業建設課 ☎(92)0314
岩 都市建設課 ☎(55)7767

【クールビズ実施 およびグリーンカーテン募集】
市では、節電や地球温暖化対策のためクールビズを進めています。5月から、冷房を

控えつつ快適に過ごすための軽装や消灯を実施していますので、ご理解ご協力をお願いします。

グリーンカーテン募集

グリーンカーテンをご家庭や職場で実施しているみなさん、自慢のグリーンカーテンを教えてください。応募用紙は本環境課窓口で配布。市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】
本 環境課 ☎(21)2141

【公共下水道事業計画の区域拡大】
市の公共下水道のうち、大岩藤処理区は、現事業計画区域約1,173haの約86%が整備済(平成25年3月末現在)です。さらに公共下水道の整備を推進するため、4月から新たに約90ha(大平町富田・真弓・西野田・新蔵井、岩舟町新里・下津原・豊岡の各一部)が事業計画区域になりました。

【事業計画区域とは?】
事業実施に先立ち、県知事から事業計画の認可を受ける区域です。なお、この区域では、合併処理浄化槽の補助金が交付されません。

【事業計画区域の図書の縦覧】
都市計画法の規定に基づき、関係図書を縦覧していただけます。また、市ホームページでも概略の区域図をご覧になれます。

【問合せ先】
本 下水道課 ☎(21)2423

【新大平下駅前第2土地区画整理事業区域】
箱森町の一部で施行している「栃木市箱森西部土地区画整理事業」の換地計画を次

新大平下駅前第2土地区画整理事業区域

のとおり縦覧します。意見等のある方は、縦覧期間内に栃木市箱森西部土地区画整理組合に意見書を提出することができます。

【縦覧期間及び時間】
5月26日(火)～6月8日(月)
8時30分～17時15分

【縦覧場所】
本 市街地整備課
【問合せ先】
栃木市箱森西部土地区画整理組合事務局 本 市街地整備課内 ☎(21)2434

【新大平下駅前第2土地区画整理事業地内未登記権利の申告】
小山栃木都市計画事業新大平下駅前第2土地区画整理事業の事業計画が公告(5月25日公告)されることに伴い、事業区域内に未登記の借地権等がある方は、借地権の種類及び内容等を書面で申告してください。

【申告時期】
5月26日(火)～6月15日(月)

【申告場所】
大 都市建設課
【申告方法】
申告書に関係図書を添え、土地所有者と連署にて申告。※申告書の様式や不明な点は、左記へ。

【問合せ先】
大 都市建設課 ☎(43)9215

